

面会制限

群馬県の警戒レベルが引き下げられたため、7月6日より「面会禁止」からご家族のみ(1名)10分以内の面会に変更しております。新型コロナウイルス感染対策のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 面会できる方の要件

・ご家族(都内に通勤していない県内在住の方・16歳以上の方)がデイルームで面会を希望する

【代表者1名のみ1日1回、10分間の面会(13時から15時)】

- ・入院患者様が重症・急変・危篤状態で面会をする
- ・ケアマネ・他施設職員・医療業者等が患者状態確認の必要がある
- ・病状説明・治療方針を医師より説明(入院時・手術時等)がある
- ・洗濯物・オムツの受け渡しを行う
- ・転棟時の書類記載等手続きを行う
- ・退院時の退院手続きを行う

2. なお、以下の方は面会をご遠慮ください

- ・体温 37℃以上
- ・せき、鼻水、下痢、味覚・嗅覚症状・だるさがある方

※マスク着用・手指消毒を行なってください。

※受付で面会者チェックを行い、面会者シールを胸に貼ってください。

令和2年7月6日

老年病研究所附属病院 病院長